

4-5 都市施設整備に関する方針について

【I 交通体系】

方針① 広域連携軸の形成

高速道路の整備推進により強化される広域連携軸

○県内外を連絡する高速道路等の広域交通ネットワークの形成を図るとともに、港湾、空港との連携強化等により、県土の広域連携軸の強化・形成を進めています。

■ 東関東自動車道水戸線整備計画

(平成 26 年 8 月時点)



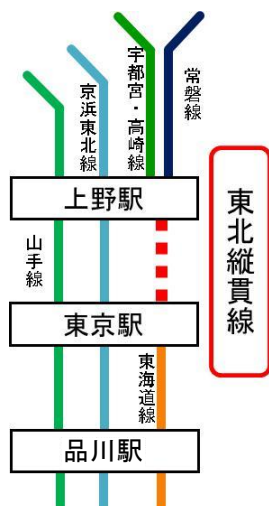
※用地取得等が速やかに完了する場合

【資料：県道路建設課】

公共交通の輸送力増強・利便性向上による広域連携の強化

- 県内各鉄道の輸送力増強や利便性向上、利用促進等を図るため、沿線市町村とともに各同盟会等を組織し、活動を行っています。
- また、県西南部の自治体を中心に東京直結鉄道の県内延伸構想に関する調査検討が進められています。

■ JR常磐線の東京駅乗り入れ



○平成 26 年度末に、上野駅と東京駅の間を結ぶ東北縦貫線（愛称：上野東京ライン）が開業となり、現在全ての列車が上野止まりとなっている常磐線が、東京駅方面へ乗り入れることにより、移動時間の短縮や乗り換え負担の軽減など利用者の利便性向上とともに、本県のイメージアップ効果も期待されます。

【資料：県企画課】

方針② 都市間を結ぶ交通体系の整備

**大規模災害に備え緊急輸送道路となる
都市間の道路を効果的・効率的に強化**

○東日本大震災を踏まえ、「復興みちづくりアクションプラン」に基づき、緊急輸送道路ともなる都市間を繋ぐ主要な道路等について、交通障害箇所の現道拡幅・バイパス整備や津波対策等の各種対策を進めながら、集中的かつ効果的に強化しています。

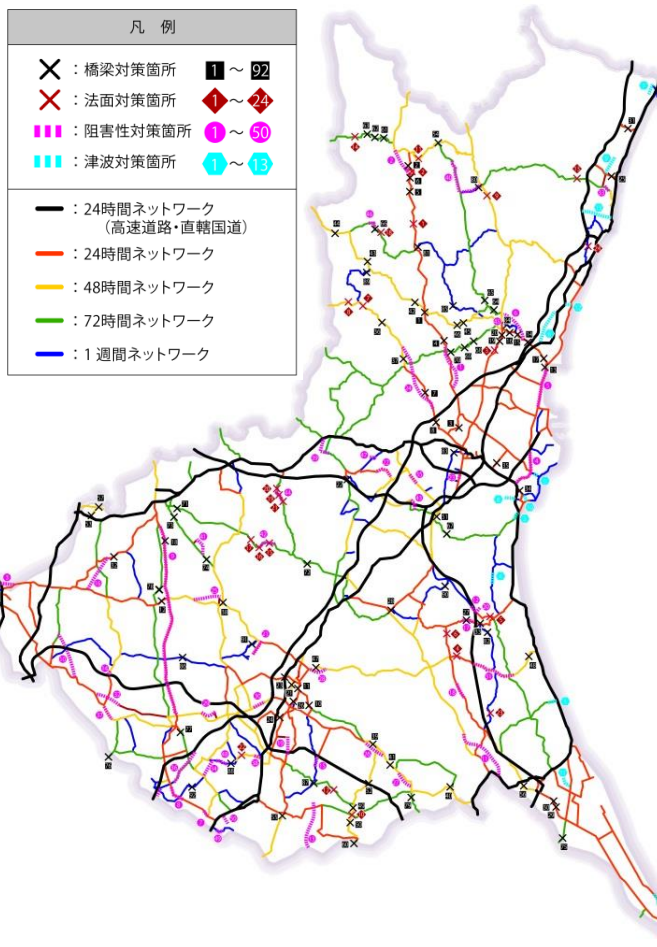
■ 「復興みちづくりアクションプラン」(H24.10策定)の概要

- 目的
東日本大震災をはじめとする過去の震災を教訓に、災害に強いみちづくりの実現に向けた取り組みを推進しています。
- 事業期間
平成24年度から平成32年度まで
- 事業内容
緊急輸送道路ネットワークの重要度に応じて整備計画期間を短期(～平成27年度)、中期(～平成32年度)、長期(平成33年度～)に分け、集中的に整備を進めています。



阻害性対策（現道拡幅）
＜都市計画道路梅香下千波線（水戸市米沢町）＞

■ 対策事業箇所位置図



阻害性対策（バイパス整備）
＜都市計画道路上新町環状線（取手市井野）＞



津波対策（代替路整備）
＜県道里根神岡上線（北茨城市関本町～関南町）＞

【資料：県道路維持課、道路建設課、公園街路課】

方針③ 誰もが移動しやすい交通施設のバリアフリー化等の推進

多くの市町村で進む身近な移動手段の確保

○歩道や交通結節点において、高齢者をはじめ、誰もが安全に移動しやすい環境を確保するため、主要な交通施設等のバリアフリー化を進めています。現在、7市（取手市、土浦市、石岡市、笠間市、水戸市、ひたちなか市、日立市）では、バリアフリー法に基づく基本構想を作成し、鉄道駅を中心とした地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化に取り組んでいます。

■ 鉄道駅及び周辺地区のバリアフリー化（日立市）

○日立市では市内に立地するすべての鉄道駅 5 駅について、障がい者等の意見を反映し、まち歩き点検等のワークショップを実施しながら、基本構想、道路特定事業計画等を策定し、駅周辺地区のバリアフリー化に取り組んでいます。



<整備された道路の事例>

■ 日立駅周辺地区計画概要図（「日立市交通バリアフリー基本構想」より）



【資料：日立市】

方針④ 円滑で環境にやさしい交通社会の構築

既存ストックを利用したBRTを先進的に運行

- 身近な足となる鉄道軌道跡地を活用したバス運行が先進的に進められています。
- 公共交通の利用促進による中心市街地への自家用車流入抑制が期待でき、また、地域公共交通の再生という観点でコンパクトなまちづくりに寄与しています。

■ 鹿島鉄道軌道跡地を利用したBRT（石岡市、小美玉市）

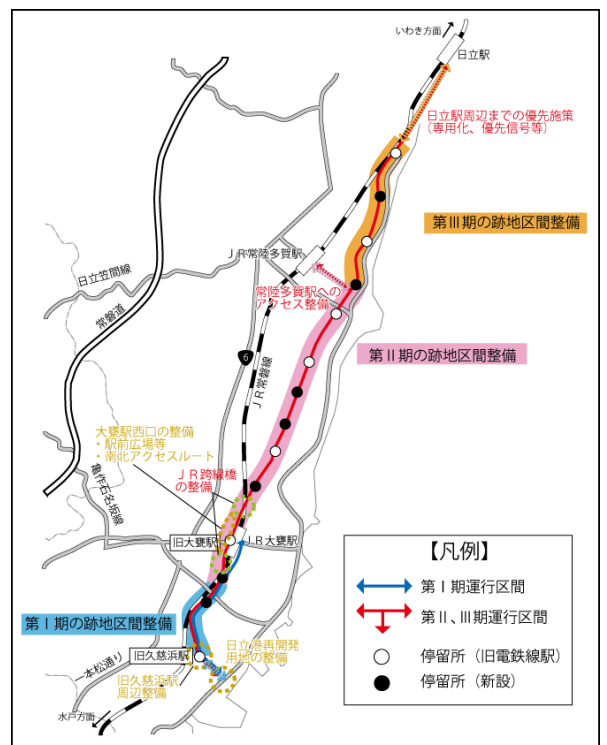
運行開始： 2010年（平成22年）8月30日
 事業区間： L=5.1km（石岡駅-四箇村駅）
 所要時間： 石岡駅～小川駅 20分 360円
 と運賃： 石岡駅～茨城空港 35分 600円
 運行本数： 平日107便/土日祝日89便
 （茨城空港便は全日23便）



■ 日立電鉄軌道跡地を利用したBRT（日立市）



運行開始： 2013年（平成25年）3月25日
 運賃： 190円～200円
 運行本数： 平日66便/土日祝日50便
 事業区間：
 （第Ⅰ期）平成25年より供用
 L=3.2km（おさかなセンター～JR大甕駅東口）
 （第Ⅱ期）平成28年3月供用予定
 L=6.3km（常陸多賀駅東口～旧久慈浜駅）
 （第Ⅲ期）平成32年以降供用予定
 L=未定（旧久慈浜駅～日立駅）



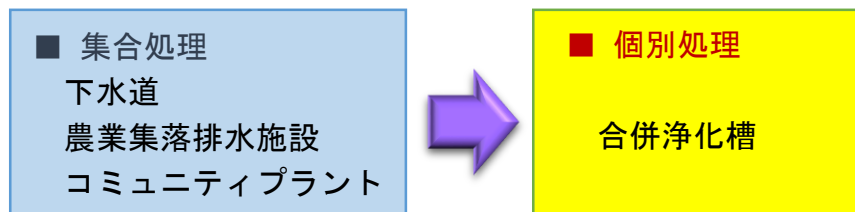
【資料：石岡市、小美玉市、日立市】

【Ⅱ 下水道及び河川】

(下水道等) 方針① 生活環境の向上と水質の保全

持続的な汚水処理システムの構築へ

- 「生活排水ベストプラン」に基づき、将来人口を考慮しながら、集合処理か個別処理かを経済比較結果等により選択しています。
- 必要に応じ集合処理から個別処理への転換を検討しています。



【資料：県下水道課】

(下水道等) 方針② 都市災害の抑制

貯留浸透施設等の設置で都市水害を抑制

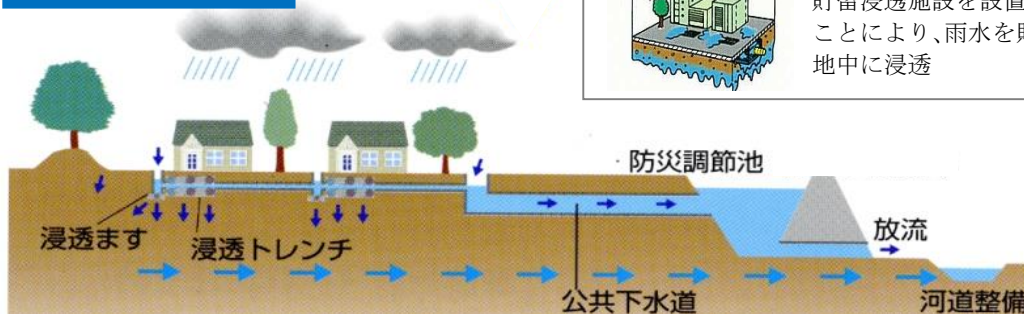
■貯留浸透施設の整備（つくば市）

- つくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業地区内では、学校や公園等の敷地内に雨水を貯め、地中へ浸透させる貯留浸透施設を設置することにより、開発地区から河川への雨水の流出抑制や水環境の保全を図っています。



<公園の貯留浸透施設のイメージ>

貯留浸透システム



【資料：県河川課】

(河川) 方針① 治水性・防災性の向上

ハード・ソフト両面から治水性、防災性を向上

○県民の生命と財産を守るために、河川整備等による治水機能の向上とあわせて、適切な管理を行っています。

■ 女沼川の河川改修工事（古河市）



<整備前>



<整備後>

■ 海岸堤防の嵩上げ：有明・高浜海岸（高萩市）



<整備前>



<整備後>

■ 急傾斜地崩壊対策：東町一丁目地区（日立市）



<整備前>

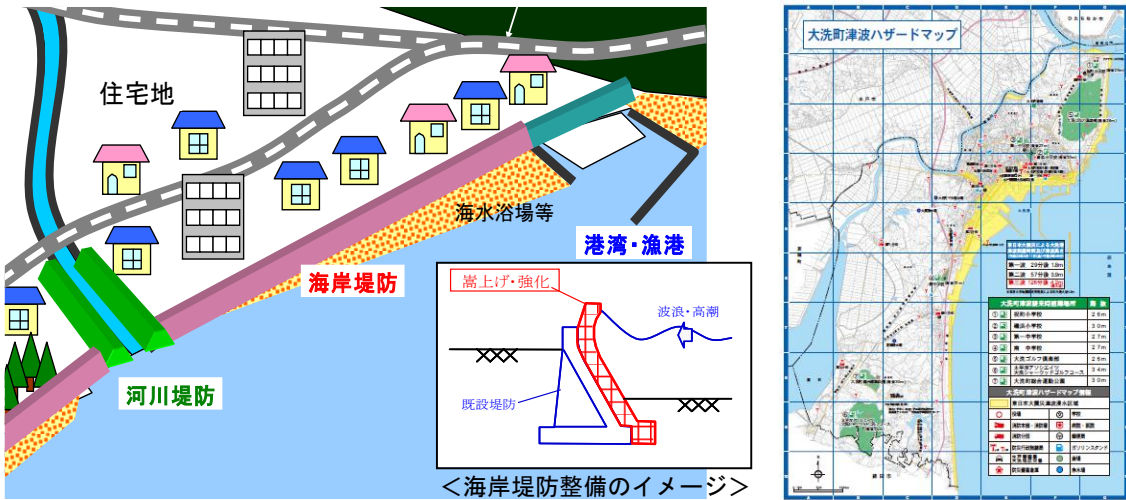


<整備後>

【資料：県河川課】

■ 東日本大震災を踏まえた津波対策の強化

○東日本大震災における津波被害を踏まえ、住宅地や幹線道路を控えた特に緊急性の高い区間について、集中復興期間である平成27年度末を目途に海岸堤防などの嵩上げ等を実施するとともに、津波ハザードマップの活用等のソフト対策を組み合わせ茨城沿岸の津波対策を推進しています。

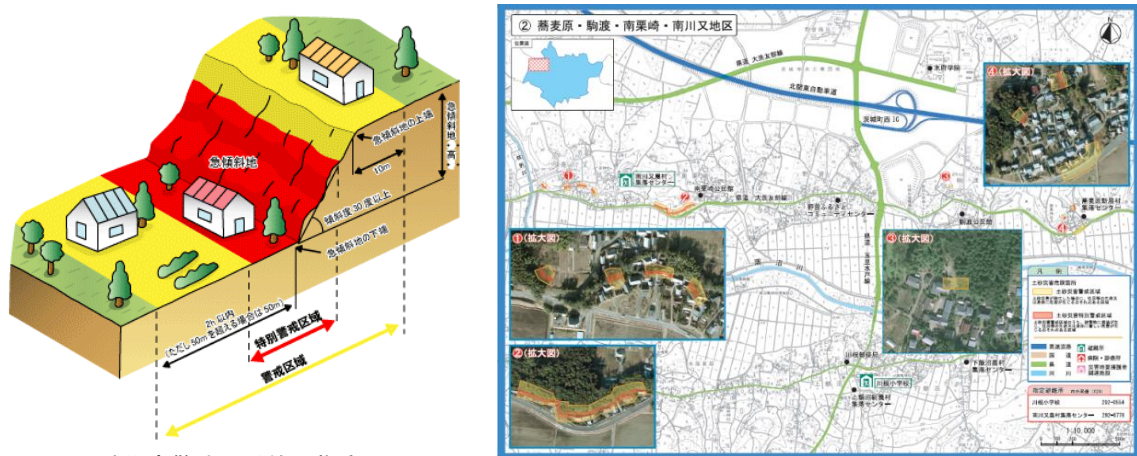


＜河川・海岸堤防の嵩上げ＞

＜津波ハザードマップによる周知（大洗町）＞

■ 土砂災害等へのきめ細かな対応（土砂災害警戒区域等の指定と土砂災害ハザードマップの活用）

○被害を最小限に抑えるための施設整備のほか、土砂災害警戒区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等の対策や土砂災害ハザードマップの活用、土砂災害避難訓練の実施などのソフト対策を進めています。



＜土砂災害警戒区域等の指定＞

＜土砂災害ハザードマップの活用（茨城県）＞



＜土砂災害避難訓練状況（要援護者の避難支援・結城市）＞

【資料：県河川課】

(河川) 方針② 河川環境の保全・再生

河川環境の保全・再生で豊かな水辺空間を創出

○河川改修とあわせた多自然川づくり等による生態系の保全や美しい河川景観の形成とともに、「ふるさとの川整備事業」及び「水辺空間づくり河川整備事業」等の実施により、河川の利活用を通して、人々に親しまれるような良好な水辺空間の創出を図っています。

■ 河川環境の保全・活用例



< 湊沼川 (笠間市) >



< 山田川 (常陸太田市) >

【資料：県河川課】

【Ⅲ その他の都市施設】

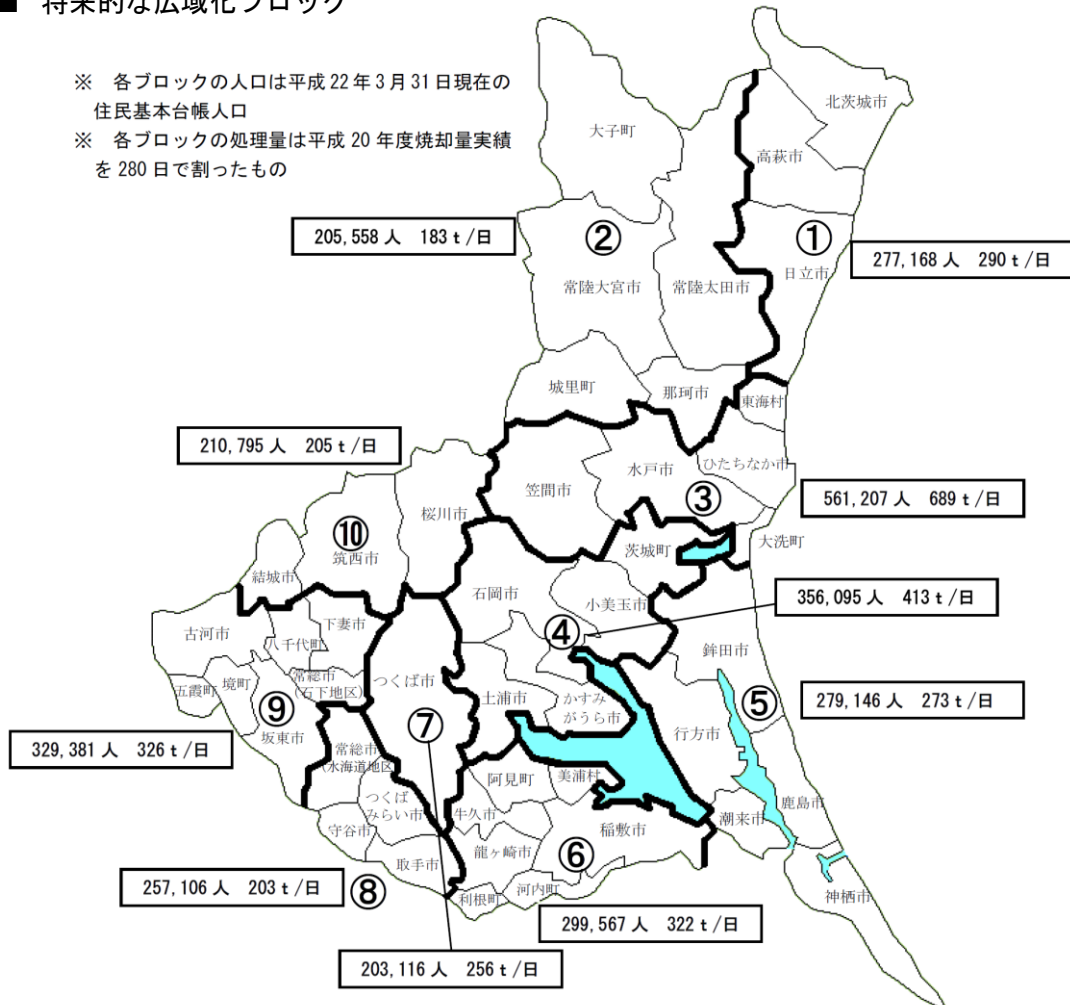
方針① 広域的な処理体制を基本に循環型社会を目指した廃棄物処理施設の整備

地域の実情に合わせたごみ処理の広域化

○持続可能な循環型社会の形成を進めることを基本理念とする「第3次茨城県廃棄物処理計画」(H23.4 策定)に基づき、ごみ処理施設の整備、ごみ処理施設の安全性・信頼性の確保、ごみ処理広域化、最終処分場の確保を促進しています。

■ 将来的な広域化ブロック

- ※ 各ブロックの人口は平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口
- ※ 各ブロックの処理量は平成20年度焼却量実績を280日で割ったもの



【資料：第3次茨城県廃棄物処理計画】



<整備された最終処分場（エコフロンティアかさま）>

方針② 火葬場、墓園、市場などの都市施設の整備

広域的連携による火葬場、墓園、市場等の配置

○市町村間の広域的な連携を視野に入れた都市施設の配置を促進し、効率化と利便性の向上を図っています。

■ 卸売市場の移転（神栖市）

○神栖市では、既存の卸売市場開設場所から、北公共埠頭港湾関連用地へ移転することで、効率的な施設配置を実現し、将来的な卸売市場の存続と活性化を図っています。



<公設鹿島地方卸売市場完成予想図>

【資料：県都市計画課、神栖市】

4-6 市街地開発事業に関する方針について

方針① 都市再生を目指した市街地開発事業の活用

市街地開発事業の活用で都市再生を推進

○駅前地区等において、市街地の整序や防災性の向上、未利用地の有効活用等を図るために、市街地開発事業を活用し、都市機能の強化・集積を促進しながら、都市の再生を進めています。

■ 勝田駅東口地区第一種市街地再開発事業（ひたちなか市）

○ひたちなか市では、市街地再開発事業により駅前の都市再生を実現しています。

- ①駅前広場の拡張
- ②市玄関口の顔にふさわしい施設建築物の建築
- ③新たな都市空間を創出する公益施設の集約整備



<拡張された駅前広場>



<駅前広場の整備計画図>

【資料：ひたちなか市】

方針② 広域交通ネットワークに対応した市街地開発事業の活用

インターチェンジ周辺の市街地開発事業を推進

○高速道路網の整備に伴い、インターチェンジ周辺において秩序ある産業集積を誘導するため、必要に応じ土地区画整理事業などの市街地開発事業を推進し、計画的な市街地の形成を図っています。

■ インターチェンジへの近接性を生かした工業団地造成事業の推進（坂東市）

- 坂東市では、圏央道坂東インターチェンジへの近接性を活かし、工業団地として製造業等の誘致を目指しています。
- 圏央道開通に合わせた第一期分譲開始を目指して、工業団地の造成工事や公共施設の整備を促進しています。

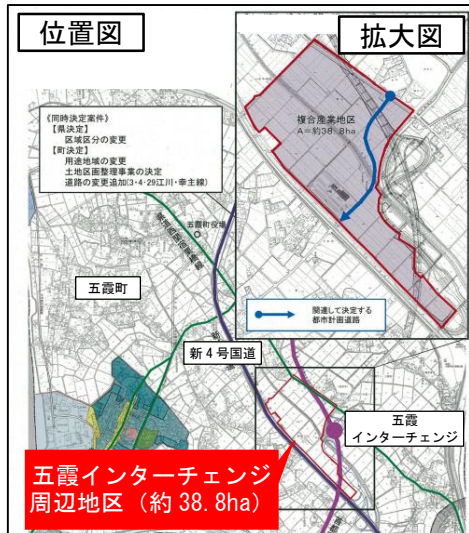


<半谷・富田工業団地>

【資料：県都市整備課】

■ 五霞インターチェンジ周辺における土地区画整理事業（五霞町）

- 五霞町では、五霞インターチェンジ及び新4号国道に隣接する立地的優位性を活かし、工業、物流等の拠点誘致を想定しています。
- 「道の駅ごか」も含め、その他公園、緑地、調整池を適切に配置・計画しています。
- 準工業地域の指定にあわせ地区計画を導入し適切な建築物の立地の誘導を図ることとしています。



<五霞 I C 周辺地区土地区画整理事業>

【資料：県都市計画課、五霞町】

方針③ 土地区画整理事業の見直し

柔軟な対応による土地区画整理事業の見直し

○都市計画決定後、事業の採算性や地権者の合意形成が図れず、長期未着手となっている地区（県内 7 地区）については、早期市街化を図るための区域の見直しや公共施設の整備水準の見直しなどを検討しています。また、地区計画の活用など柔軟な都市計画の対応により区画整理事業廃止後も計画的なまちづくりが進められています。

■ 区画整理を廃止して地区計画によりまちづくりを進めている例（那珂市下菅谷地区）

- 下菅谷地区では、幅員 4m に満たない安全上や防災上危険な状態な道路を見直し
- 地区計画制度の導入により、街区道路の計画的な配置や秩序ある建築物を誘導
- よりゆとりある良好な生活環境へと整備を進める

【見直しに至る主な経緯】

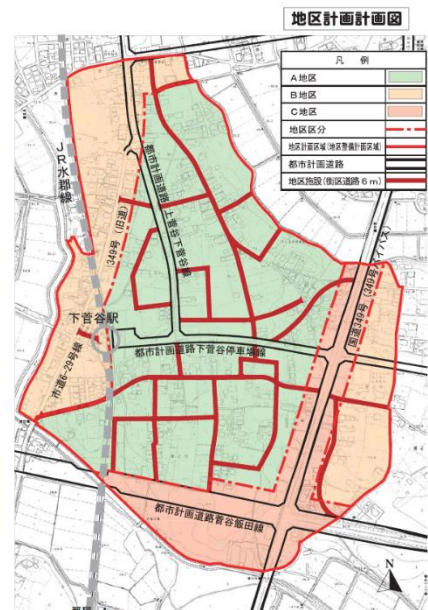
- ・都市計画決定告示（平成 3 年 3 月 2 8 日）
- ・条例に基づき「下菅谷地区街づくり計画」の公告（平成 1 6 年 7 月 1 2 日）
- ・区画整理事業の変更（廃止）（平成 1 7 年 1 月 2 0 日）
- ・地区計画の決定（平成 1 7 年 1 月 2 0 日）

■土地利用の方針

- A 地区**
自然環境と調和した低層で良好な専用住宅地としての土地利用を誘導します。
- B 地区**
住宅地と調和のとれた商業施設の立地を許容しながら、住宅地としての土地利用を誘導します。
- C 地区**
背後の住宅地の環境に配慮しながら沿道地区に商業施設を誘導します。

■地区施設の整備方針

- 街区道路**
安全性や防災性に配慮し、適切な街区を形成するため幅員 6m 以上の街区道路を計画的に配置します。
※既存道路の幅員を基本とし、必要に応じて新設道路を整備します。



【資料：那珂市】

4-7 自然的環境の整備又は保全に関する方針について

方針① 水と緑のネットワークの形成

約9割の市町村で「水と緑のネットワーク」づくりを推進

○市町村都市計画マスタープランにおいて、将来都市像等に「水と緑のネットワーク」に関する位置づけがあるものは、全体の約9割を占め、河川や湖沼、緑地等が連続する県土の水と緑の骨格軸形成が図られています。また位置づけていない市町村においてもゾーンやエリアごとに水と緑の保全を図るとしています。

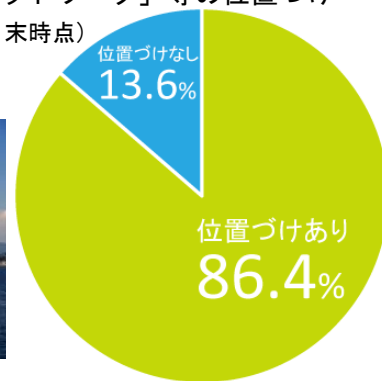


<筑波山>



<霞ヶ浦>

■ 市町村都市計画マスタープランにおける「水と緑のネットワーク」等の位置づけ
(平成26年3月末時点)



【資料：県都市計画課、市町村マスタープラン調べ】

方針② 潤いある都市環境・景観と快適な生活環境の形成

水辺の保全により潤いある生活環境を形成

○森林の保全・整備や湖沼・河川の水質保全を目的として平成20年度から導入した森林湖沼環境税を活用し、霞ヶ浦流域等の水質保全の取組みを行っています。

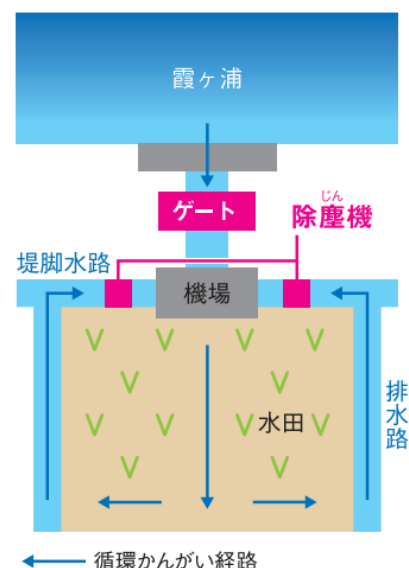
■ 霞ヶ浦の水質浄化の取組み

○生活排水から多くの窒素・りんを除去できる高度処理型浄化槽の設置及び転換する際の単独処理浄化槽の撤去を支援しています。(下図)

○霞ヶ浦の水質浄化を目的に、水田からの汚濁負荷を削減するため、農業排水を農業用水として再利用する循環かんがい施設の整備・管理をしています。(右図)



<高度処理浄化槽による浄化の仕組み>



<循環かんがいの仕組み>

【資料：県環境対策課、農村計画課】

方針③ 防災機能等を有する公園・緑地・河川の整備

防災機能を有する公園・緑地等を整備

○公園・緑地、樹林帯及び河川敷において、災害時の避難や防災活動の拠点、延焼遮断や防風・防音効果及び避難や輸送ルートとしての防災機能を考慮した整備を図っています。

■ 防災機能を有した公園整備（神栖市）



<神栖中央公園（土研跡防災公園）>



<防災パーゴラ>

※「防災パーゴラ」は災害時にテント等を取り付けることで、災害対策本部や救護所等になります。

【資料：県都市計画課、神栖市】

方針④ 森林等の保全

森林の適正な保全・管理を推進

○快適で豊かな森林環境づくりを推進するため、森林湖沼環境税を活用した「身近なみどり整備推進事業」等により平地林や里山林の適正な保全・管理を図っています。

■ 身近なみどり整備推進事業（上：常陸太田市、下：筑西市）



<有用広葉樹林の再生への取り組み>

○広葉樹林の老齢化及び過密化が進んだことで、劣勢木や枯損木が目立つようになり、また草木類が鬱蒼と茂るなど、景観の悪化等が見られましたが、地拵え及び間伐を行うことにより、林内の環境が改善され、天然更新や萌芽更新が進むとともに、樹林の若返りが図られることから、健全な森林に再生することが期待されています。



<体験学習による林内整備と森林の利活用>

○手付かずとなっていた森林について、市、森林所有者、NPO 法人里山を守る会の三者が森林整備協定を締結し、下草刈り、間伐、倒木の除去等を行い、かつての森林環境を再生しています。

○再生後は、地元小学校の自然観察会や体験学習の場として、また地域住民の憩いの場としての利活用が図られています。

【資料：常陸太田市、筑西市】

＜特定テーマごとの都市計画の方針＞

4-8 中心市街地に関する方針について

方針① 中心市街地の魅力の向上

既存ストックの活用で中心市街地を活性化

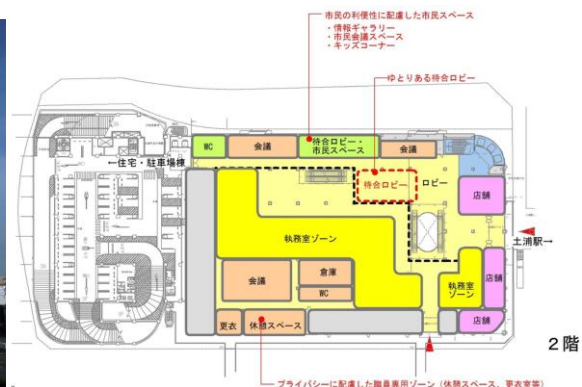
○生活利便性の高い中心市街地において、既存ストックを活用した都市機能の集積等により、中心市街地の利便性強化、賑わい創出等を図っています。

■ 既存ストックを活かした中心市街地活性化（土浦市）

○土浦市では、土浦駅前地区第一種市街再開発事業の核店舗であった商業施設の撤退（平成 24 年度）跡に、中心市街地の活性化、市民の利便性向上、防災拠点としての役割を担う新たな庁舎として、老朽化した現市役所庁舎の移転が決定しています。（平成 27 年 9 月開庁予定）



＜土浦駅前に立地するウララ＞



＜ゾーニング検討（新庁舎整備基本計画）＞

【資料：土浦市】

個性づくりで中心市街地の魅力向上

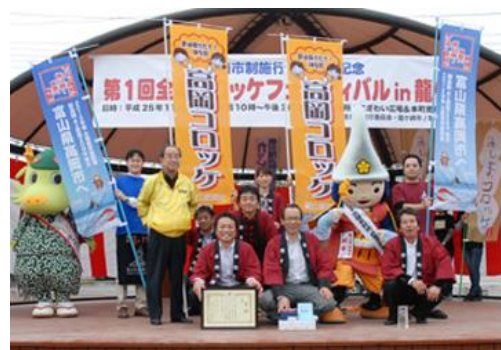
○中心市街地活性化基本計画の策定やそれに基づく各種事業・施策の展開により、市町村の個性を活かした中心市街地の魅力の向上や賑わいのある都市空間の形成を支援しています。

■ 個性ある中心市街地づくりを展開している例（龍ヶ崎市）

- 龍ヶ崎市では、旧銀行の建物を利用し、市営のまんが図書館をオープンし、市民相互の交流とコミュニティ活動の推進を図っています。
- また、身近な食べ物であるコロッケをテーマとして、個性あるまちづくりが進められています。



＜まんが図書館＞



＜第1回全国コロッケフェスティバル＞

【資料：龍ヶ崎市】

方針② 歩いて暮らせる街なか居住の推進

医療を核とした機能の再配置で街なか居住を推進

○中心市街地において、多様な都市機能の集積を図るとともに、徒歩や自転車で日常生活が送れるよう居住環境を確保し、安全・安心に暮らせる街なかの整備を図っています。

■ 医療施設等を核としたコンパクトなまちづくり（ひたちなか市）

○ひたちなか市では、中心市街地の整備において病院を核として、住宅地、商業地、業務系機能、公園および文化・スポーツレクリエーション施設を再配置するとともに、これらの施設を誰もが安全に歩いて移動できる連絡道を整備しています。



<病院を核とした地区整備計画>



<新設されたひたちなか総合病院>



<新規マンション>



<石川運動広場>



<区内を連絡する健康いきいきロード>



【資料：ひたちなか市】

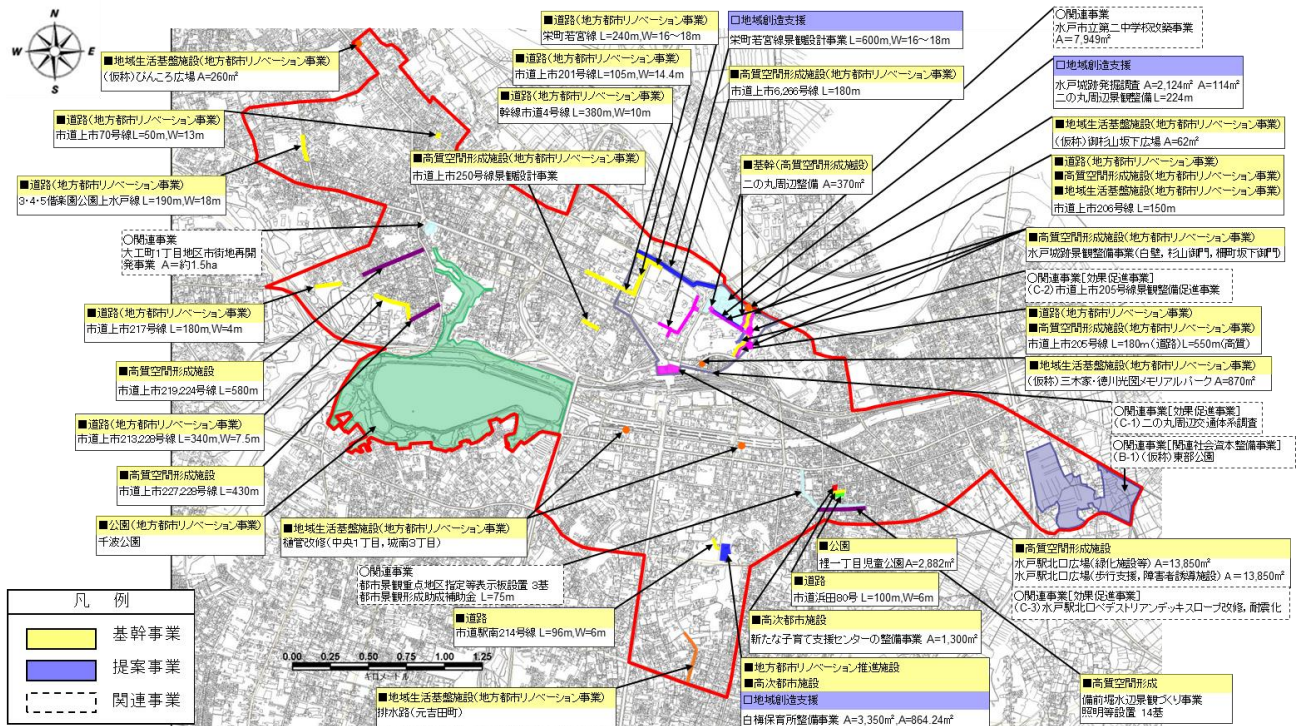
方針③ 都市基盤の確保

都市再生により中心市街地の生活環境を総合的に向上

○都市再生整備計画等に基づく各種事業の実施により、街なかにおける道路交通体系の強化や歩行者空間の整備など都市基盤整備を進め、街なかの良好な生活環境の確保を図っています。

■ 水戸市中心市街地地区のまちづくり（水戸市）

○水戸市では、都市再生整備計画により、道路景観整備や歴史観光施設、公園の整備等歴史的・文化的資源や景観を活用したまちづくりを推進するとともに、子育て支援・多世代交流センターの整備による暮らしやすく子育てしやすいまちづくりや、便利で安心・安全に暮らせる中心市街地の再生を進めています。



<整備前（幹線市道4号線）>



<整備後>

【資料：水戸市】

方針④ アクセシ性の向上

交通結節点等のバリアフリー化で快適な街なかに

○コミュニティバスやBRTの運行等による公共交通の充実をはじめ、交通結節点等におけるバリアフリー化を推進し、中心市街地のアクセシ性向上を図っています。

■ 整備された駅舎と駅周辺（常陸太田市）

- 新しい常陸太田駅の特徴
 - ・市民の新たなコミュニティスペース（待合室を兼ねた多目的スペースの整備）
 - ・パーク・アンド・ライドの整備
 - ・安心安全なバリアフリー設計（ユニバーサルデザインのベンチ、テーブルセットの設置）
 - ・環境にやさしい広場づくり（照明は環境にやさしい「省エネ」「長寿命」「高効率」な次世代モデルを採用）



<常陸太田駅>

【資料：常陸太田市】

方針⑤ 防災性の向上

防火地域等の指定等で災害に強い中心市街地を形成

○市街地の防災性能の向上のために、防火地域等の指定、無電柱化を図っています。
 ○平成18年から平成26年までの変化を見ると防火地域はひたちなか市で、準防火地域は取手市、水戸市、石岡市、古河市で増加しています。

■ 防火地域と準防火地域決定面積（平成26年3月末時点）

都市名	決定面積 (ha)			
	防火地域		準防火地域	
	H18	H26	H18	H26
龍ヶ崎市			55.7	55.7
牛久市	12.7	12.7	25.7	25.7
取手市	16.0	16.0	5.8	7.7
守谷市	11.1	11.1	2.8	2.8
坂東市			12.0	12.0
水戸市	118.0	118.0	279.1	283.0
ひたちなか市	2.5	6.6	125.0	125.0
大洗町			41.0	41.0
東海村			19.0	19.0
日立市	29.0	29.0	133.0	133.0
土浦市	8.0	8.0	206.1	206.1
石岡市			30.0	37.0
鹿嶋市			19.4	19.4
神栖市			38.4	38.4
潮来市			4.8	4.8
結城市			34.7	34.7
筑西市	1.2	1.2	59.4	59.4
つくばみらい市			14.1	14.1
古河市	0.7	0.7	66.3	81.7
高萩市			28.6	28.6
北茨城市			29.0	29.0
笠間市			4.9	4.9

※赤太字は面積が増加



<電線地中化 整備前>



<電線地中化 整備後>

【資料：都市計画年報、県都市計画課】

4-9 農山村地域との連携・共生に関する方針について

方針① 田園・里山環境の維持・保全

田園・里山環境を後世に継承

○農林業や景観との調和を考慮しながら、貴重な近自然的環境の維持・保全に取り組んでいます。

■ 美しい水土里づくり活動（第6回茨城県美しい水土里づくり優良活動表彰資料）



<法面の草刈(笠間市) 2013年(平成25年)>
○「岩間上郷地域ホテル増やそうかい」による環境整備活動



<生き物水質調査(潮来市) 2013年(平成25年)>
○「津知・延方地域資源を守る会」による、非農業者や小学校も参画した資源の保全管理

【資料：県農村環境課】

方針② 都市と農山村との連携・共生による地域の活性化

豊かな県土の環境を活かした多様な交流を促進

○田園、里山環境等本県の有する豊かな風土を活用したグリーンツーリズムやエコツーリズム等の体験型観光や環境教育の充実を支援し、次世代の育成や都市と農山村との連携・共生を図っています。

■ グリーンツーリズムの推進（茨城県都市農村交流推進協議会資料）



閉校した小学校を利用した交流・体験型観光施設
<朝日里山学校(石岡市)>



市民農園整備促進法に基づいた市営の貸し農園
<水戸市ふるさと農場(水戸市)>

【資料：県農村環境課】

4-10 総合的なまちづくりに関する方針について

多様な手法でまちづくりを展開

○地域資源の活用等による個性と魅力あるまちづくり、住民参加によるまちづくり、民間活力の導入など、総合的なまちづくりに取り組んでいます。

方針① 集約化に向けた動機付け

■ 県内初の空き家条例を制定（牛久市）

○牛久市では、H24.3 に県内初となる空き家条例を制定し、市街地における定住の促進や地域交流拠点の整備等を図るため、空き家の所有者に適正管理を求めているなどの対策を図っています。



<空き家を活かした子育て支援施設>
【資料：牛久市】

方針② 個性ある魅力的なまちづくりの推進

■ 空港を活かし賑わい交流拠点の整備（小美玉市）

○小美玉市においては、茨城空港への来場者をいかに地域経済の活性化につなげていくかが課題となっており、この課題解決に向け、都市再生整備計画事業を活用して小美玉市地域再生拠点施設「空のえき そ・ら・ら」を整備し、地域資源を活かしたまちづくりを推進しています。
○本施設は、地域の魅力向上や地域活性化、情報発信・交流拠点といった機能を担うものとして、地場製品の販売・レストラン、小美玉ブランドの情報発信や乳製品づくりが体験できる加工施設などが整備され、新たな賑わい交流拠点として期待されています。



<H26. 7. 31 にオープンした「空のえき そ・ら・ら」>



<レストランの建物>

【資料：小美玉市】

■ 歴史的街並みを活かしたまちづくり（高萩市）

○高萩市松岡地区は、旧松岡藩を中心として城下に形成された武家屋敷などの歴史的資源が残された地区です。
○松岡地区の歴史的街並みとその環境を保全し、歴史を活かした松岡のまちづくりを進めるため、「高萩市松岡まちづくり要綱」を定め、市民と行政が協力して良好な街並み景観の形成を図っています。



<整備された街並み>

【資料：県都市計画課、高萩市】

■ 地区の景観を活かした街並み整備（常陸太田市）

- 常陸太田市鯨ヶ丘地区においては、坂を整備することにより地形の特徴を際立たせたり、街なみ環境整備事業による小公園の整備やストリートファニチャーを整備しています。
- 地元商店会が行う店のファサード整備や、まちづくり団体がまとめる歴史に関する地域資源、ガイドボランティアを行うまちかど案内人など、住民主体のまちづくりが進められています。



<坂を活かした景観形成>



<空き店舗の活用>

【資料：常陸太田市】

方針③ まちづくりへの住民参加の促進

■ 住民参加によるまちづくりの推進（左：桜川市、右：下妻市）

- 桜川市では、商店主が自主的に始めた「真壁のひなまつり」や地元住民主体のまちづくり組織等の活動により、官民が一体となった積極的な観光まちづくりを展開しています。
- 下妻市では、まちづくりアドバイザー派遣事業により道路工事に伴う空地の利用について、市役所職員と住民がワークショップ形式で検討を進めています。



<真壁のひなまつり>



<三道地区まちづくりWS>

【資料：桜川市、下妻市】

方針④ 民間活力の導入

■ 民間活力の導入によるまちづくりの推進（古河市）

- 株式会社（平成8年に設立された古河市中心市街地における商業まちづくりを運営・管理するTMO【Town Management Organization】）による蔵を活かしたまちづくりをはじめ、レンタルサイクル事業、シンポジウムの開催などまちづくりに関連する事業を実施しています。



<TMOによる蔵を活かしたまちづくり>

【資料：古河市】